

○子ども家庭庁告示第七号

一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十八号）第二十条第四項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準第二十条第四項の規定に基づき子ども家庭庁長官が指定する者を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十九日

子ども家庭庁長官 渡辺由美子

一時保護施設の設備及び運営に関する基準第二十条第四項の規定に基づき子ども家庭庁長官が指定する者は、次の表に掲げる者とする。

名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地
国立武蔵野学院附属人材育成センター	埼玉県さいたま市緑区大字大門一〇三〇番地
西日本子ども研修センターあかし	兵庫県明石市大久保町ゆりのき通一丁目四番地の七